

## 速報

# 中医協が妊婦加算、時間外加算等の妊婦加算、 産科・産婦人科特例加算の凍結を答申 2019年1月1日から算定不可に

根本厚労大臣は2018年12月19日の中医協総会に初診料、再診料、外来診療料の妊婦加算、時間外加算等の妊婦加算（初診料：時間外200点、休日365点、深夜695点、再診料・外来診療料：時間外135点、休日260点、深夜590点）、産科・産婦人科特例加算について、2019年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日までの経過措置として算定制限を設け、一時的に算定不可とするよう諮問。

中医協は即日答申しました。

これにより、2019年1月1日から初・再診料の妊婦加算、時間外加算等の妊婦加算、産科・産婦人科特例加算は算定できなくなります。なお、12月診療分までの算定は可能です。

現 行	改 定 後
<p>医科診療報酬点数表</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 経過措置</p> <p>1～9（略）</p>	<p>医科診療報酬点数表</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 経過措置等</p> <p>第1部 経過措置</p> <p>1～9（略）</p> <p>第2部 算定制限</p> <p>第1章の規定にかかわらず、A000初診料の注7（妊婦に対して初診を行った場合に限る）、注10及び注11、A001再診料の注5（妊婦に対して再診を行った場合に限る）、注15及び注16並びにA002外来診療料の注8（妊婦に対して再診を行った場合に限る）、注10及び注11に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。</p>

※下線部追加

(適用期日等)

- 1 平成31年1月1日より適用する。
- 2 平成30年12月31日において現にこの告示による改正前のA000初診料の注7、注10及び注11、A001再診料の注5、注15及び注16並びにA002外来診療料の注8、注10及び注11の規定により妊婦に対して初診又は再診を行った保険医療機関における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

## 速報

# 2019年10月の消費税対応改定に関する 診療報酬、介護報酬改定率が決定

### 診療報酬改定について

12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、平成31年度の診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 診療報酬改定 +0.41% (2019年10月実施)

各科改定率	医科	+0.48%
	歯科	+0.57%
	調剤	+0.12%

2. 薬価等 (2019年10月実施)

①薬価	▲0.51%	※	うち、消費税対応分	+0.42%
			実勢価改定等	▲0.93%
②材料価格	+0.03%	※	うち、消費税対応分	+0.06%
			実勢価改定	▲0.02%

### 介護報酬改定について

12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、平成31年度の介護報酬改定(2019年10月実施)は、以下のとおりとなった。

1. 介護報酬改定 +0.39%

※ 補足給付に係る基準費用額の引き上げ分の対応として、別途国費7億円程度

2. 新しい経済政策パッケージに基づく介護人材の処遇改善 国費210億円程度